佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業者 様

佐伯市長 田中 利明 (公印省略)

佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業者の指定更新に係る申請について (通知)

初春の候、ますます御発展のこととお喜び申し上げます。日頃は市政に御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、上記のことにつきまして、佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める要綱第27条の規定による更新の申請を、下記の 内容を御確認のうえ、3月1日(月)までにお願いいたします。

記

## 1 提出書類

- (1)「指定介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新申請書(様式第5号)」
- (2) 省令第140条の63の5第1項第4号から第12号までの書類 ※12号については「佐伯市暴力団排除条例に係る誓約書」
- (3)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4)
- **2 提出期限** 3月1日(月)
- **3 提出方法** 地域包括支援センターへ 郵送 又は 持参

## 4 留意事項

- (1) 既に介護保険法 115 条の 2 第 1 項(指定介護予防サービス事業者の指定)又は第 115 条の 12 第 1 項(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)の規定により指定をうけている事業者については、当該指定に係る通知書の写しの提出により、省令第 140 条の 63 の 5 第 1 項第 4 号から第 12 号までの書類を省略できます。
- (2) 本年10月から総合事業の体系の見直しを行う予定としていますが、4月から9月までは、現行の体系で継続する予定です。

福祉保健部高齢者福祉課 地域包括支援センター 担当 小 川 電話 23-1632 (直通) E-mail ken-ogw@city.saiki.lg.jp